

阿南工業高等専門学校安全・安心カメラの管理及び運用に関する要項

(令和3年3月5日)

(要項第3号)

(趣旨)

第1条 この要項は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における安全・安心カメラ（以下「カメラ」という。）及びカメラにより撮影された画像の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(カメラの設置目的)

第2条 カメラの設置は、環境に配慮した安心で快適なキャンパスライフの実現を目指すため、校内への不審者の侵入抑止、犯罪の予防、その他安全性の確保及び資産の保全等を目的とする。

(定義)

第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 カメラ 本校において第2条の目的のために設置されたビデオカメラで、画像を撮影し記録媒体に記録する機能を有するものをいう。
- 二 画像 カメラにより撮影し記録された映像をいい、特定の個人を識別できるものを含む。

(管理責任者等)

第4条 本校のカメラ及び画像の適正な管理及び運用を図るため、安全・安心カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、副校長（総務）をもって充てる。

- 2 前項の管理責任者を補佐するため、安全・安心カメラ取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。
- 3 カメラの維持管理業務を業者に委託するときは、その委託業者に対し、委託契約等に基づき、管理責任者及び取扱責任者（以下「管理責任者等」という。）の指示並びにこの要項に従い、カメラの維持管理業務を行わせるものとする。

(カメラの設置等)

第5条 カメラの設置、設置場所の変更、増設及び撤去については、学生委員会、寮務委員会又は施設・設備・環境委員会の審議を経て、管理責任者が決定するものとする。

- 2 前項により管理責任者がカメラの設置等を決定した場合は、取扱責任者は一覧を作成するなど本校のカメラの状況把握を行うものとする。

(カメラの設置に係る措置)

第6条 管理責任者等は、カメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 カメラの設置台数は、設置目的を達成するために必要な最小限の台数とするものとする。
- 二 カメラによる撮影範囲は、設置目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整するものとする。

三 管理責任者等は、カメラの設置箇所にカメラを設置している旨を表示するものとする。

(維持管理に係る措置)

第7条 管理責任者等及び委託業者は、カメラ及び画像の維持管理について、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 画像表示装置及び録画装置を設置する場所は、関係者以外が自由に出入りできないように、管理責任者等の許可を得た者が常駐もしくは施錠状態にすること。

二 画像の盗難、滅失、き損、改ざん、漏えい、無許可の閲覧等を防止するための必要な措置を講ずること。

三 画像表示装置のライブによるモニタリングは、カメラの設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

2 画像は、最新の一定期間分を保管し、その期間を経過した画像は自動的に上書き消去を許容するものとする。保管期間は、安全・安心カメラの種別に応じて別途定めるものとする。ただし、管理責任者等は、次の各号に掲げる場合は、保管期間の延長を命令することができる。

一 法令の定めに基づく請求があるとき。

二 犯罪行為等の証拠として保全するなどの必要があるとき。

三 前2号に定めるもののほか、管理責任者等が特に必要があると認めたとき。

(画像の目的外利用)

第8条 管理責任者等は、次の各号に掲げる場合を除いて、カメラの設置目的以外の目的で画像を利用又は提供してはならない。

一 画像から識別される特定の個人(以下「本人」という。)の同意があるとき。

二 人の生命、身体又は財産を守るため、緊急かつやむを得ない理由があると認められるとき。

三 画像が刑事事件、民事事件等に関連する情報を含む可能性がある場合で、法令に基づき司法機関、警察署等から情報提供の照会又は要請を受けたとき。

(画像の閲覧)

第9条 画像を閲覧する必要がある場合は、あらかじめ管理責任者の承認を得るものとする。

2 画像を閲覧するときは、管理責任者又は管理責任者から指名を受けた者が立ち会うものとする。

3 画像を閲覧した者は、その内容等を閲覧記録簿(別記様式1)に記録するものとする。

(画像の提供)

第10条 第8条第三号に基づく照会又は要請を受けた場合において、捜査機関等が画像の提供を求めるときは文書によるものとする。

2 管理責任者は、画像を提供したときは、提供記録簿(別記様式2)に記録し、保存しておかなければならない。

(本人への画像開示)

第11条 管理責任者は、本人からその者を撮影した画像の開示の求めがあり、その申請理由が相当と認められる場合には、次の各号に掲げる手続きに従って画像を開示しなけれ

ばならない。

- 一 開示申請者は、管理責任者に対して、安全・安心カメラ画像開示請求書(別記様式3)を提出しなければならない。
 - 二 管理責任者は、開示の可否を関係組織等に諮り、開示申請者に対して、安全・安心カメラ画像開示審査結果通知書(前号に規定する申請書の写し)を交付するものとする。
 - 三 画像の開示は、管理責任者又は管理責任者から指名を受けた者の立ち会いの下で行うものとする。
- 2 前項により開示できる画像は、本人以外の者が識別可能な状態で映り込んでいる部分を除いたものとする。
 - 3 管理責任者は、前2項に規定する画像の開示をした場合は、第9条第3項の規定を準用する。

(守秘義務)

第12条 画像を閲覧した者は、当該画像から知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(苦情処理)

第13条 管理責任者等は、カメラの運用等に関する苦情を受けたときは、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事務)

第14条 カメラの管理及び運用に関する事務は、総務課総務係及び施設係並びに学生課学生係及び寮務係において処理する。

(雑則)

第15条 この要項に定めるもののほか、カメラの管理及び運用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和3年3月5日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校学寮(明正寮)安全・安心カメラの管理及び運用に関する要項(令和2年4月1日要項第1号)は、廃止する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式1 (第9条第3項及び第11条第3項関係)

安全・安心カメラ画像の閲覧記録簿

閲覧日時	令和 年 月 日 () 時 分
閲覧者の職・氏名	
閲覧者の連絡先	
閲覧の目的・理由	
閲覧画像の範囲	カメラの場所： 令和 年 月 日 () 時 分～ 年 月 日 () 時 分までの画像
立会者の職・氏名	
その他特記事項	

別記様式2 (第10条第2項関係)

安全・安心カメラ画像の提供記録簿

提供日時	令和 年 月 日 () 時 分
提供先の名称	
提供先の所在地	
提供先の責任者	
提供先の連絡先	
提供の目的・理由	
提供の範囲	カメラの場所： 令和 年 月 日 () 時 分～ 年 月 日 () 時 分までの内容
その他特記事項	

別記様式3 (第11条第1項関係)

安全・安心カメラ画像開示請求書

令和 年 月 日

阿南工業高等専門学校安全・安心カメラ管理責任者 殿

私は、下記の理由により、安全・安心カメラに記録された画像を閲覧したいので、阿南工業高等専門学校安全・安心カメラの管理及び運用に関する要項第11条第1項の規定に基づき申請します。
なお、下記の閲覧にあたり、これを下記の目的以外には使用しないことを誓います。

申請者の住所	
申請者の職・氏名	印 (自署捺印)
申請者の連絡先	
申請の目的・理由	
閲覧画像の範囲	カメラの場所： 令和 年 月 日 () 時 分～ 年 月 日 () 時 分までの画像
その他特記事項	

令和 年 月 日

申請者 _____ 殿

安全・安心カメラ画像開示審査結果通知書

先に安全・安心カメラ画像開示申請があった件について、下記のとおり通知します。

判定： <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 条件付き承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> その他
理由, 条件又は備考：

阿南工業高等専門学校
安全・安心カメラ管理責任者

_____ 印